

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る 規制への対応について

タイ向け青果物の選別・梱包施設に係る規制について（概要）

- ◆ 一部の青果物（りんご、いちご等）の選別・梱包施設について、**食品衛生の観点**から、**保健省告示第386号**に基づき、同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書を取得することが必要です（2019年8月～）。
- ◆ また、上記以外の青果物の選別・梱包施設については、**保健省告示第420号**に基づき、**食品衛生の観点**から、同号に定められる基準と同等以上の基準に適合していることの証明書を取得することが必要です。
- ◆ 告示第420号に係る証明書は、2021年10月7日（タイ現地の輸入者が2021年4月11日よりも前に輸入許可を得ている場合）から必要となりました。

第386号対象の青果物※

・ニンニク ・キュウリ ・リンゴ
・キャベツ ・トマト ・イチゴ
・ネギ ・メロン ・ブドウ
・キノコ類 ・スイカ ・ミカン
・ニンジン ・日本梨
等

・ながいも
・さつまいも

第420号対象（第386号対象以外）の青果物

・柿
・ナス
・キウイ
・サクランボ
・モモ
等

告示第386号又は第420号に関する証明書として認められている証明書の例

認定主体	認定・証明書発行の詳細	使用の可否	
		386号	420号
国	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） 個別選果の施設が対象となります。詳しくは こちら の「農林水産省におけるタイ向け輸出青果物の証明書発行について」を参照ください。	○	○
	「タイ向け輸出食品の取扱要綱」に基づく証明書（※2） 都道府県等が策定したGAP等に基づき、定められた衛生管理が実施されていることを第三者が確認していることを証明する書類が必要です。		○
都道府県	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） 証明書の発行を行っているかどうかについて、施設が所在する各都道府県に御確認ください。 （「タイ向け青果物の食品衛生に係る証明書に関する都道府県お問い合わせ窓口及び対応状況」は こちら ）	○	○
登録認定機関	「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」に基づく証明書（※1） （登録認定機関の一覧は こちら ）	○	○
民間機関	① JFS-B(製造セクター) 及びJFS-C(製造セクター) の認証書 ② GLOBAL G. A. P.(選別・梱包施設部分 (「生産物の取り扱い」が認証範囲に含まれるものに限る)) ③ ASIAGAP (選別・梱包施設部分 (「農産物取扱い工程」が認証範囲に含まれるものに限る)) ④ JGAP2016 (選別・梱包施設部分 (農産物取扱い工程)が認証範囲に含まれるものに限る) ⑤ ISO22000 ⑥ BRC Global Standard for Food Safety ⑦ FSSC22000	○	○

※1「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-619.pdf)に基づき認定・発行

※2「タイ向け輸出食品の取扱要綱」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-620.pdf)に基づき認定・発行

品目と対応が必要な規制の関係について

タイ向けの青果物の輸出にあたって、品目によっては、保健省告示第386号及び第420号に基づく、**食品衛生の観点**からの選別及び梱包施設の認定に加え、**植物検疫の観点**からの選別・梱包施設の登録及び生産園地の登録が必要になりますので、ご注意ください。

日本から輸出可能

第386号対象の青果物

- ・ニンニク
- ・キャベツ
- ・ネギ
- ・キノコ類
- ・ニンジン
- ・キュウリ
- ・トマト
- ・メロン
- ・スイカ
- ・日本梨
- ・リンゴ
- ・イチゴ
- ・ブドウ
- ・ミカン

等

第420号対象（第386号対象以外）の青果物

- ・柿
- ・ナス
- ・キウイ
- ・サクランボ
- ・モモ

等

植物検疫※1
(登録等が必要)

- ・ながいも
- ・さつまいも

等

日本から輸出不可※2

- ・西洋梨
- ・ビワ
- ・カボチャ
- ・ピーマン
- ・トウモロコシ

等

※1 詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。
(URL: <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>)

※2 詳しくは植物防疫所のホームページをご覧ください。
(URL: <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/thailand/index.html>)

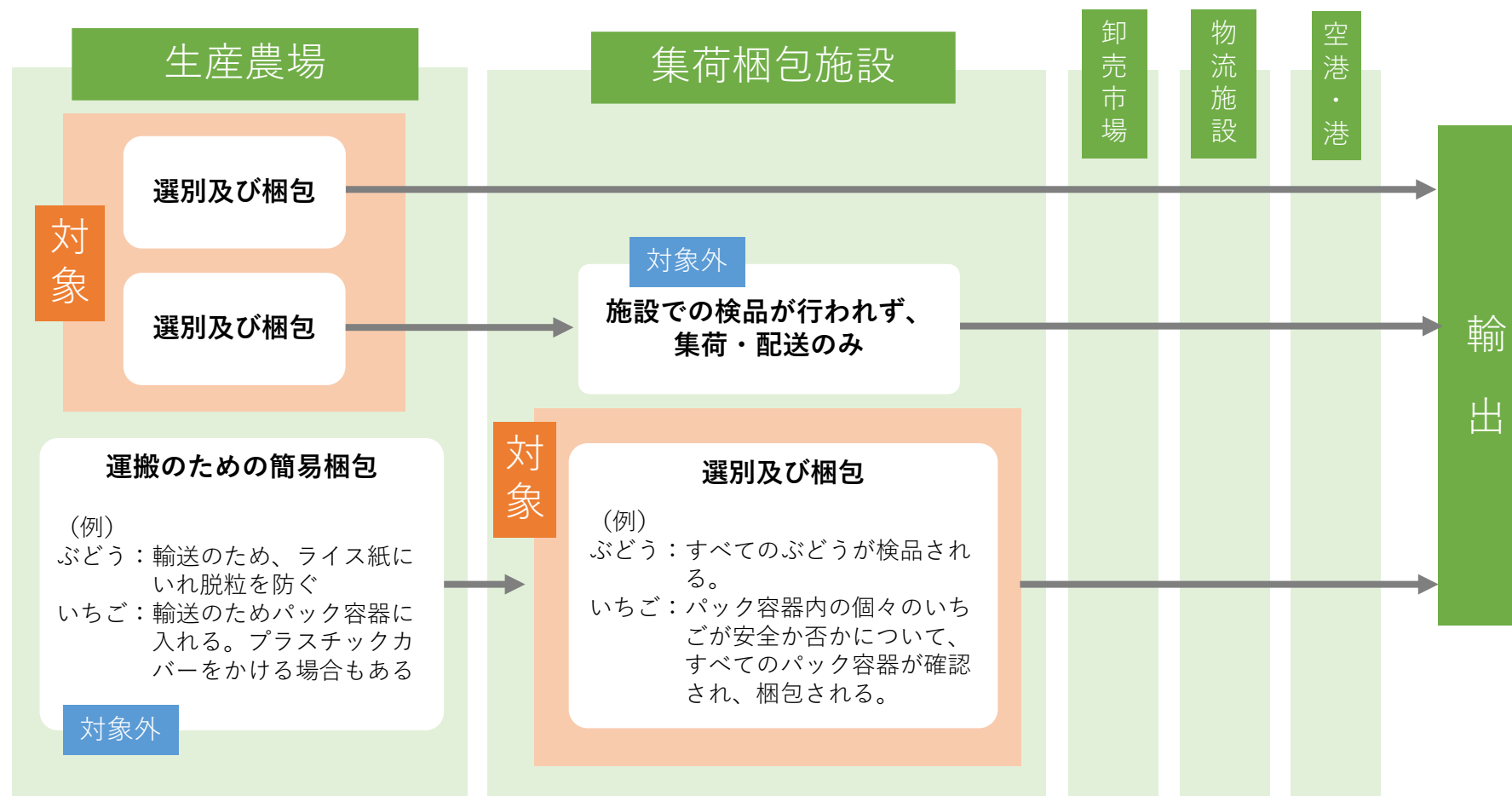
※3 上記の規制以外にも、残留農薬の対応など必要な輸出先国への規制もあることにご留意ください。

対象となる選別及び梱包施設について

対象施設

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定が必要です。

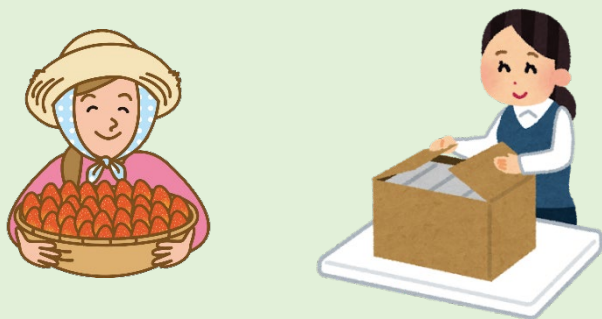
ただし、生産者が生産現場で、**運搬のために簡易包装**を行い、別の施設にて選別及び梱包を行う場合等の生産農場での証明書は**不要**です。



対象施設の例 1（いちごの例）

原則、**選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定**が求められています。
生産者が選別・梱包をする場合は、認定が必要なので、ご注意ください。

生産園地



生産者が選別・梱包を完了

【植物検疫】

園地登録、選別・梱包施設の登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】

認定が**必要**

集荷場



生産者が選別・梱包した状態
と同じ

【植物検疫】

選別・梱包施設の登録は**不要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】

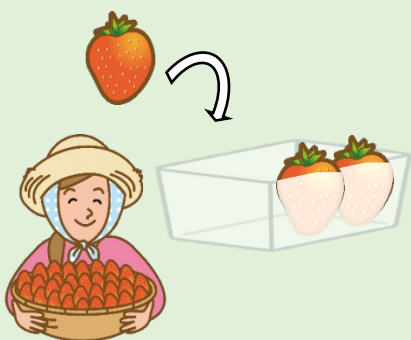
認定は**不要**

輸出

対象施設の例 2（いちごの例）

原則、選別及び梱包を行うすべての段階で施設認定が求められています。
ただし、生産者が生産現場で、**運搬のために簡易包装**を行い、別の施設にて選別及び梱包を行う場合等の生産農場での証明書は**不要**です。

生産園地



生産者が運搬のための
簡易梱包を実施

【植物検疫】

園地登録が**必要**

【タイ保健省告示第386号・第420号】

認定は**不要**

集荷場



入荷した青果物を
選別・梱包

【植物検疫】

選別・梱包施設の登録が**必要**

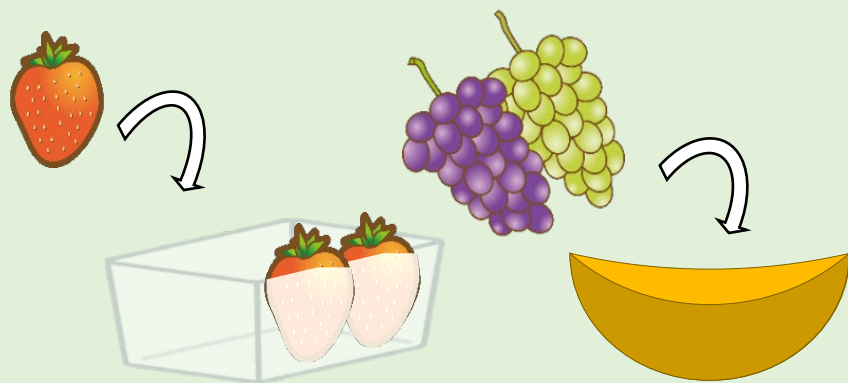
【タイ保健省告示第386号・第420号】

認定が**必要**

輸出

簡易梱包、選別・梱包の例（ぶどう・いちごの例）

簡易包装



生産者が運搬のために行う簡易梱包

（例）

- ぶどう：輸送のため、ライス紙にいれ脱粒を防ぐ。
- いちご：輸送のためパック容器に入れる。
プラスチックカバーをかける場合もある。

選別・梱包



青果物の選別・梱包

（例）

- ぶどう：すべてのぶどうが検品され、
選別・梱包される。
- いちご：パック容器内の個々のいちごが
安全か否かについて、すべての
パック容器が確認され、梱包
される。

ラベルについての注意点

- ◆ 告示第386号の対象となる品目については、タイ政府が定めた「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜及び果実監視施策に従ったガイドライン（輸入者用）（改訂版）」（p11参照）により、商品に『**選別梱包施設の名称**』『**選別梱包施設の所在地**』『**生産国**』『**製品名**』の記載が求められています。告示420号の対象品目についても同様のラベルが必要と考えられます。
- ◆ 具体的には、下記の例のようなラベルが考えられますが、下記の例以外でも、求められている情報が記載されていれば、認められると考えられます。

（例１）植物検疫上のラベル（※）に追記する場合

Product of Japan	
Name of exporting company	ABC Co Ltd
Name of Fruit	<i>Apples</i>
Name of packing house	<i>YZ Packing House</i>
Address of packing house	<i>1-2-3 XXX,YYY,Tokyo,456-7890</i>
Packinghouse code (PHC)	X-001
Production unit code (PUC)	W-555
EXPORT TO THAILAND	

（例２）植物検疫上でラベルが求められている品目以外の場合

Name of Vegetables	<i>Spinach</i>
Name of packing house	<i>YZ Packing House</i>
Address of packing house	<i>1-2-3 XXX,YYY,Tokyo,456-7890</i>
Country of origin	Japan
Reference Number	123456789

※植物検疫上で求められるラベルの様式、必要な品目については、詳しくは植物防疫所のＨＰをご覧ください
(URL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/bilateral.html>)

輸出先国規制対応支援事業

【令和6年度予算概算決定額 260（一）百万円】

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**施設認定や国際的認証の取得等、輸出先国から求められる規制への対応、輸出先国の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための研修の開催等**に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

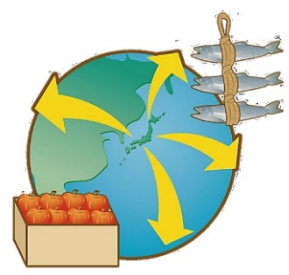
<事業イメージ>

1. 輸出先国の規制等への対応の強化

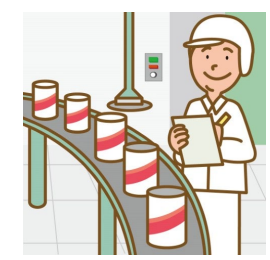
輸出先国が求める条件への対応や、輸出手続を円滑に進めるために必要となる、

- ① 国際的に通用する認証等の新規取得
- ② 輸入条件に適合する旨の施設認定等の取得
- ③ 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい
- ④ 輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替等の取組を支援します。

【1. 輸出先国の規制等への対応の強化】



国際認証等の取得



施設認定等の取得



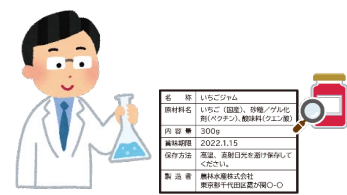
輸出先国検査官の招へい

2. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

輸出事業者等の理解を深め、新たな輸出への取組を促進するため、

- ・ 認定取得やHACCP導入等に必要な一般衛生管理、輸出先国の規制への対応に係る研修の開催等の取組を支援します。

【2. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援】

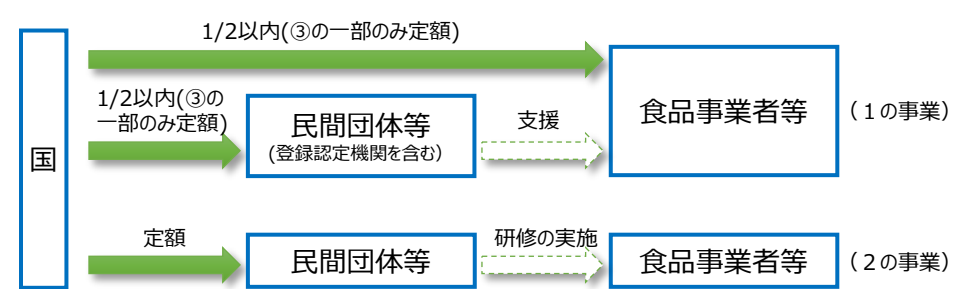


輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替



研修等による輸出事業者等の対応能力向上

<事業の流れ>



活用いただける支援事業について

民間機関による認証書等を取得する場合はこちらの事業を活用いただけます。

輸出環境整備推進事業のうち

輸出先国規制対応支援事業

1（1）国際的に通用する認証等の新規取得

※当該事業は、令和6年度当初予算事業となります。

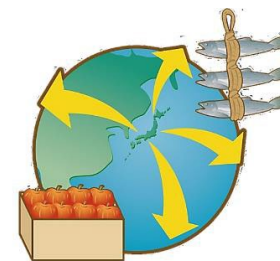
※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。

事業内容

食品安全等に係る国際的に通用する認証、輸出先国が求める検疫等の条件への新たな対応、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の新規取得への取組（継続・更新を除く。）を行うために必要な経費を支援します。

事例

- ・国際的に通用する認証の取得
例：ISO22000等
- ・輸出先国が求める検疫等の条件への新たな対応
例：食肉処理施設認定、ハラール認証、試験所認定等
- ・輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の取得
例：有機JAS認証等



事業の流れ

国



1/2以内

民間団体等

公募の情報についてはこちらを参照ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>)

活用いただける支援事業について

登録認定機関がこちらの事業を活用している場合、必要な経費の支援を受けることができます。

輸出環境整備推進事業のうち

輸出先国規制対応支援事業

1（2）輸入条件に適合する施設の認定等の取得 ア 登録認定機関による施設認定等支援

※当該事業は、令和6年度当初予算事業となります。

※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。

事業内容

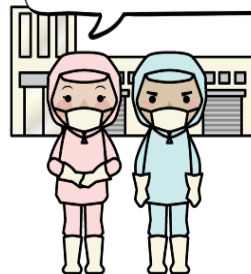
登録認定機関において、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認証又は認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかの確認等を行うために必要な経費を支援します。

事例

補助率
50%

タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更新支援事業

タイ向けにリンゴやイチゴを輸出するために
認証を取りたい



タイへ青果物を輸出する際など、輸出先国の法令により選別及び梱包に係る施設において認証取得が求められている場合はその費用を支援します。

事業の流れ

国



1/2以内

民間団体等

※登録認定機関

公募の情報についてはこちらを参照ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>)

活用いただける支援事業について

輸出先国検査官による選別・こん包施設の査察・確認等を受ける場合はこちらの事業を活用いただけます。

輸出環境整備推進事業のうち

輸出先国規制対応支援事業

1 (3) 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい

※当該事業は、令和6年度当初予算事業となります。

※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。

事業内容

輸出先国検査官を招へいして行う、青果物の生産園地、選果こん包施設等の査察・確認、輸出先国検査官と我が国検査官との合同輸出検査（輸出先国への輸出が解禁された後に行うものに限る。）に必要な経費を支援します。

タイ向けメロン、すいか、きゅうり及びトマト並びに令和6年度中に輸出が解禁された青果物の合同輸出検査並びにこれら合同輸出検査と併せて行われる生産園地及び選果こん包施設の査察は定額補助、その他は補助率1/2以内となります。

事例

補助率

50%

一部定額



タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業

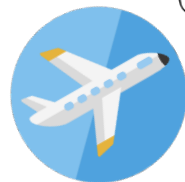
タイにメロンを輸出するためにタイ側検査官と日本の検査官との合同輸出検査を受けたい

輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査等が求められている場合、その検査等の費用を支援します。（2019年3月31日以降から輸出先国より要求されている場合が対象）

補助率

50%

一部定額



台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業

台湾に桃を輸出するために、登録生産園地や登録選別梱包施設について、台湾の検査官の査察が必要

輸出先国の検査官を日本に招へいして、生産園地、登録施設等の確認や輸出先国の検査官と日本の検査官との合同輸出検査が求められている場合、その検査等の費用を支援します。

事業の流れ

国



民間団体等

1/2以内、一部定額

公募の情報についてはこちらを参照ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>)

活用いただける支援事業について

残留農薬等の検査を行う場合はこちらの事業を活用いただけます。

輸出環境整備推進事業のうち

輸出先国規制対応支援事業

1（４）輸出先国が求める条件に応じた検査や

ラベル切替等

イ 残留農薬等検査支援

※当該事業は、令和6年度当初予算事業となります。

※詳細な応募方法や公募の情報につきましては、農林水産省HPで事業名を検索下さい。

事業内容

農林水産物・食品（輸出先国への輸出が解禁されたものに限る。）について、輸出前の国内における検査（残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、微生物、マイコトキシン、油脂、その他汚染物質等）の実施が輸出先国の法令、命令、指示等により必要な場合又は輸出前に国内で当該検査を実施することで輸出先国の輸入時の検査に代えることが可能である場合における当該検査を行うために必要な経費を支援します。

事例

補助率
50%

タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業

インドネシア向けにぶどうを輸出するために残留農薬等検査を受けたい

タイにいちごを輸出するために残留農薬検査を受けたい



輸出先国の法令等により、茶、穀物等を含む植物由来食品を輸出する際に残留農薬等検査の実施が必要な場合又は残留農薬等検査を実施することで輸出手続の円滑化が図られる場合はその費用を支援します

事業の流れ

国

1/2以内

民間団体等

公募の情報についてはこちらを参照ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>)

◆ タイ保健省告示第386号及び食品医薬局通知 日本語仮訳

告示及び通知 https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=28718633

◆ タイ保健省告示第420号及び食品医薬局通知 日本語仮訳

告示 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/24.pdf

通知 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/30.pdf

◆ 残留農薬基準値

農林水産省HP https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

* 主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値を掲載しています。

◆ 植物防疫所

問い合わせ先 <http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

◆ 本省

輸出・国際局 規制対策グループ

☎ 03-3501-4079

◆ 地方農政局

北海道農政事務所（生産経営産業部 事業支援課）

☎ 011-350-7661

東北農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 022-221-6402

関東農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 048-740-0111

北陸農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 076-232-4233

東海農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 052-715-3073

近畿農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 075-414-9101

中国四国農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 086-230-4246

九州農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）

☎ 096-300-6199

沖縄総合事務局（農林水産部 食料産業課）

☎ 098-866-1673